

高浜市第5期介護保険料負担額(月額)

所得段階	対 象 者	
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の方	基準額の0.5倍 2,630円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.5倍 2,630円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額の0.65倍 3,419円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階および第3段階に該当されない方	基準額の0.75倍 3,945円
第5段階	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額の0.85倍 4,471円
第6段階	世帯に住民税の課税者がいて、本人が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円超の方	基準額 5,260円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	基準額の1.15倍 6,049円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額の1.25倍 6,575円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	基準額の1.5倍 7,890円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額の1.55倍 8,153円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額の1.75倍 9,205円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上の方	基準額の1.85倍 9,731円

※保険料は、本人や家族の前年中の所得状況に基いた「所得段階」に応じて、個人ごとに決定します。

工. 認知症高齢者をはじめとした地域に密着したケアの推進
認知症の方やその家族を暖かく見守り、支援する「認知症サポート」を一人でも多く増やすとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを地域住民の皆さんが主体的に展開できるように支援します。

また、地域密着型の小規模特
別養護老人ホームの整備、宅老所やまちづくり協議会における、地域に密着した活動としての高齢者などへの支援について推進していきます。

オ. 在宅生活支援の充実
要介護等高齢者や要介護状態でない心身の機能などの低下に

伴い地域での自立生活が困難となった高齢者に対し、介護保険サービス以外の福祉サービス（配食サービス・緊急通報装置の設置など）の提供や見守りの事業を推進します。

進
市では、介護保険制度施行当初から、「制度の円滑な施行」と「健康づくり・介護予防」を車の両輪をなすものと位置づけ、「認知症予防」、「閉じこもり予防」、「転倒骨折予防」、「脳血管疾患予防」の4つを柱とする「寝たきり、認知症にならない・しない・させない・高浜方式」を展開してきました。

この4つの柱を基本として「いきいき向上高齢者介護予防施策」および「介護予防一般高齢者施策」を効果的に実施し、介護予防の推進を図ります。具体的には、いきいき向上高齢者施策として、「転倒不安の解消」をキーワードに運動器の機能向上や口腔機能向上・栄養改善などの事業や、一般高齢者施策として、介護予防拠点施設における介護予防事業などを実施します。

さらに、生涯現役のまちづくり事業の推進を図るため、「高浜市いきいきマイレージ」などの元気高齢者応援事業の充実を図ります。

また、健康づくりの総合的な推進として、健診事業や相談・指導体制の充実を図ります。

キ. すべての世代がいきいきと暮らせるまちを目指して
第6次高浜市総合計画「思いやり 支えあい 手と手をつなぐ大家族高浜」をもとに、高齢者福祉、生涯学習、世代間交流という観点からも、「ひとつくり」、「まちづくり」の文化の醸成を図ります。

具体的には、①生涯学習や世代間交流の推進、②運動を通じた健康事業、③いきがいくりのための支援を図ります。

また、④高齢者とこども、青少年、さらには障がいのある方など、地域社会を構成するあらゆる人々が連携・協働・協力して活動できる場の確保や活動を支援します。

ク. 住環境面での支援
在宅での生活を支えるには、そのための住環境が整備されていることが重要であるとの考えのもと、引き続き住宅改修を充実するとともに、住み慣れた地域での住環境を支援していきます。

ケ. 働くことを通じての社会参加
社会の構成員の一員として、

さまざまな社会活動や生産活動に貢献することが、活気ある社会の実現や健康維持・介護予防のために重要であると考えられます。

当市のシルバー人材センターにおいては、協働・共助の理念のもと、地域に密着した事業を展開することし、高齢者保健福祉の関連においても、高齢者の活力の導入を図ります。

④計画の点検体制
本市における介護保険や高齢者保健福祉については、今後、本計画を基に展開していくこととなりますが、行政内部だけでなく外部からの進捗管理や評価をすることにより、計画のより適切な執行を担保する必要があります。

そのような考えから、引き続き介護保険審議会において、介護保険や高齢者保健福祉に関する評価、提言をいただくこととします。

また、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険審議会の構成員による地域包括支援センター運営協議会を設置し、その運営の評価や意見をいただくこととします。